

配置業者による登録販売者実務経験の虚偽記載が発覚

発行：日本置き薬協会 事務局

登録販売者受験資格要件の一つ、実務経験一年を満たさない虚偽申請を配置販売業者が行ない行政からの指導を受けた。この販売業者は配置販売の業界団体の一つ、全配協の指導的立場にあり、業界内の潜在的意識を表す不祥事として当協会は、これを重く受けとめている。

この業者は富山市に拠点を置く奥田庄太郎商店の関連会社の日本配薬（本社 東京都杉並区）で、奥田庄太郎商店のホームページに、本件の謝罪文が掲載されている（現在、掲載を中止した）。

～一部の従事者に配置販売業務の内容に関する誤解が生じたことから、受験資格である実務経験 80 時間に満たない従事者に実務経験証明書を発行してしまいました。その結果、平成 22 年度登録販売者試験では、実務経験証明書の内容不備によって、9 都府県で延べ 24 名（実数 10 名）が自主的に受験を辞退することと致しました。この件に関しまして、行政当局および関係各位には、多大なるご迷惑をお掛け致しましたこと、心より深くお詫び申し上げます。～

本件に関わる行政の一つ兵庫県健康福祉部健康局薬務課は、同県医薬品配置協議会長に対して以下の通知を出している。

登録販売者試験に係わる実務経験証明書について（通知）平成 22 年 9 月 29 日今年度の本県標記試験において、受験者の実務経験証明書に虚偽の記載内容があることが試験実施後判明し、採点対象者から除外する事例が発生しました。（中略）虚偽の証明を行なった薬局開設者及び医薬品販売業者は明かな法違反となり行政処分の対象となります。つきましては、再発を防止するため、業務経験証明書については下記事項を十分ご留意のうえ発行していただきますよう会員に周知徹底をお願いします。

1. 月 80 時間以上、連続して 1 年以上（高校卒業相当を認められる者の場合）下記の業務全てを経験していること。

主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行なっていた。

一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行なっていた。

一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行なっていた。

一般用医薬品の販売制度の内容等の説明を知ることができる業務を行なっていた。一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務を行なっていた。

一般用医薬品の陳列や広告に関する業務を行なっていた。

薬剤師又は登録販売者の管理・指導下で業務を行なっていた。

2. （省略）

3. 配置販売業下で配置員として従事する場合、単に配置員の自宅に配置箱を陳列していただけた場合は、業務経験とは認められないこと。また、配置員が実務に従事していた時間等を日報、月報等により管理を徹底すること。

4. 休暇期間、産休期間、育児休暇中等の期間は実務経験期間とは認められないこと。

当協会は法遵守、資質資格制度の社会的な客観性、透明性の確保、国民視線の判断基準をもとに今後とも活動を展開する所存である。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川 3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協